

このカザフスタン共和国法「有限責任会社及び補充責任会社について」(有限責任会社・補充責任会社法)和訳(仮訳)は、同法のロシア語版から日本語に翻訳したものを、法務総合研究所国際協力部の責任において編集し、掲載するものです。

2009年1月 法務総合研究所国際協力部

カザフスタン共和国法 「有限責任会社及び補充責任会社について」(仮訳) (1998年4月22日制定第220-1号・最終改正2007年8月7日)

改正：

1999年7月16日付け第436-I号，2002年5月21日付け第323-II号，2003年5月16日付け第416-II号，2003年12月29日付け第512-II号，2004年3月18日付け第537-II号，2005年7月8日付け第72-III ZRK号，2006年1月31日付け第125-III ZRK号，2006年2月20日付け第127-III ZRK号，2006年2月20日付け第128-III ZRK号，2006年5月5日付け第139-III ZRK号，2007年2月19日付け第230-III号，2007年8月7日付け第321-III ZRK号

(目次)

- 第1章 総則(第1条 - 第12条)
- 第2章 有限責任会社の設立(第13条 - 第22条)
- 第3章 有限責任会社の定款資本(第23条 - 第37条)
- 第4章 有限責任会社の財産(第38条 - 第40条)
- 第5章 有限責任会社の経営(第41条 - 第60条)
- 第6章 有限責任会社の組織変更及び清算(第61条 - 第69条)

第1章 総則

- 第1条 本法により調整される関係
- 第2条 有限責任会社の概念
- 第3条 補充責任会社
- 第4条 有限責任会社の社名
- 第5条 有限責任会社の所在地
- 第6条 有限責任会社の権利能力
- 第7条 有限責任会社の支店及び駐在員事務所
- 第8条 有限責任会社の社員
- 第9条 有限責任会社の社員数 (削除)
- 第10条 一名の社員で構成される有限責任会社の法的地位の特則

第 11 条 有限責任会社の社員の権利

第 12 条 有限責任会社の社員の義務

第 2 章 有限責任会社の設立

第 13 条 有限責任会社の設立手続

第 14 条 有限責任会社の設立契約

第 15 条 設立契約の締結の手続及び形式

第 16 条 社員が一名の有限責任会社の設立の特則

第 16-1 条 社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている有限責任会社の設立及び活動の特則

第 17 条 有限責任会社の定款

第 18 条 有限責任会社の定款の変更手続

第 19 条 有限責任会社の国家登記

第 20 条 有限責任会社の国家登記の却下

第 21 条 有限責任会社の設立に関連した債務に係る責任

第 22 条 有限責任会社の社員構成の変更

第 3 章 有限責任会社の定款資本

第 23 条 有限責任会社の定款資本の形成

第 24 条 定款資本形成の期限

第 25 条 有限責任会社の定款資本の検査

第 26 条 有限責任会社の定款資本の増額

第 27 条 有限責任会社の定款資本の減額

第 28 条 有限責任会社の社員の持分

第 29 条 有限責任会社の社員による会社の財産における自己の持分の処分

第 30 条 有限責任会社の社員の持分を第三者に譲渡する可能性

第 31 条 譲渡される持分の優先購入権

第 32 条 有限責任会社の社員の持分の売却（他の社員が持分購入を拒否した場合）

第 33 条 有限責任会社による社員の持分の買取りの効果

第 34 条 有限責任会社の社員の持分の強制買取り

第 35 条 有限責任会社の定款資本における持分の相続

第 36 条 有限責任会社の定款資本における持分に対する法人の権利継承

第 37 条 有限責任会社の社員の債権者による社員の持分への強制執行

第 4 章 有限責任会社の財産

第 38 条 有限責任会社の財産の形成

第 39 条 有限責任会社の財産への追加払込み

第 40 条 社員間における有限責任会社の純利益の分配

第5章 有限責任会社の経営

- 第41条 有限責任会社の各機関
- 第42条 有限責任会社の総会
- 第43条 有限責任会社の社員総会の権限
- 第44条 有限責任会社の定時社員総会
- 第45条 有限責任会社の臨時社員総会
- 第46条 有限責任会社の社員総会の招集手続
- 第47条 有限責任会社の社員総会の開催手続
- 第48条 有限責任会社の社員総会による議決手続
- 第49条 通信による有限責任会社の総会の実施
- 第50条 有限責任会社の各機関の決定に対する不服申立て
- 第51条 有限責任会社の執行機関
- 第52条 有限責任会社の執行機関の権限
- 第53条 有限責任会社の単独執行機関
- 第54条 有限責任会社の合議制執行機関
- 第55条 執行機関の構成員と有限責任会社との利害の衝突
- 第56条 有限責任会社又はその財産の管理の委任
- 第57条 有限責任会社の監督役員会
- 第58条 有限責任会社の監査委員会（監査役）
- 第59条 有限責任会社における外部監査
- 第60条 有限責任会社の公開会計報告

第6章 有限責任会社の組織変更及び清算

- 第61条 有限責任会社の組織変更
- 第62条 有限責任会社の新設合併・吸収合併
- 第63条 有限責任会社の分割・分離
- 第64条 有限責任会社の強制的分割・分離を実施する権限を与えられた国家機関の決定又は裁判所判決の不履行の効果
- 第65条 有限責任会社の形態変更
- 第66条 有限責任会社の組織変更賛成しなかった社員の持分の買取り
- 第67条 組織変更の結果設立する会社の国家登記
- 第68条 有限責任会社の清算
- 第69条 有限責任会社の活動停止

第1章 総則

第1条 本法により調整される関係

- 1 本法は、カザフスタン共和国民法典に従い、有限責任会社及び補充責任会社の法的地位、その社員の権利及び義務、並びに設立、事業活動、組織変更及び清算の手続を規定する。
- 2 外国資本が参加して設立される有限責任会社及び補充責任会社の特則は、外国投資に関する法令によって定められる。

特定の銀行業務を行い、又は保険市場に業として参加する者である有限責任会社及び補充責任会社の特則は、カザフスタン共和国法令によって定められる。

- 3 補充責任会社に対しては、本法第3条に別段の定めがある場合を除き、本法の規定が適用される。

第2条 有限責任会社の概念

- 1 有限責任会社とは、定款資本が設立文書の定める額の持分に分割され、一名又は数名によって設立される会社である。有限責任会社の社員は、会社の債務に対して責任を負わず、その出資金額の範囲内において、会社の活動に関連した損失に対するリスクを負う。この規定の例外は、カザフスタン共和国民法典及び本法によって規定される。

有限責任会社は、設立文書に期間限定で又は一定の目的を達成するために設立される旨の定めがある場合を除き、期間を限定せずに設立されたものとする。

- 2 有限責任会社は、法人とする。
- 3 有限責任会社は、その債務に対して、その所有する全財産によって責任を負う。
会社は、その社員の債務に対して、責任を負わない。
- 4 定款資本への出資を完了していない社員は、各社員の出資金未払額の範囲内で、会社の債務に対して連帯責任を負う。

第3条 補充責任会社

- 1 補充責任会社とは、会社の債務に対して、社員の定款資本への出資額では不足の場合、社員の出資額に比例して、社員の財産によって、補充的に責任を負う会社である。
- 2 社員の責任限度額は、定款で規定される。
- 3 社員の一人が倒産した場合、当該社員の補充責任会社の債務に対する責任は、設立文書により別段の責任分割方法が定められている場合を除き、残りの社員の間で、出資額に比例して分割される。

第4条 有限責任会社の社名

1 有限責任会社は、会社の名称及び「有限責任会社」という言葉又は「T00」という略語を含む社名を持つ。補充責任会社の社名は、「補充責任会社」という言葉又は「TD0」という略語を含まなければならない。会社は、このような社名をもって国家登記されなければならない。

会社は、社名の略称及び外国語による名称を利用することもできる。

2 外資が参加して設立される有限責任会社の社名には、その発起人の属する国家を示す言葉を含むことができる。

第5条 有限責任会社の所在地

1 有限責任会社の所在地とされるのは、その常時機能している機関の所在地である。

2 有限責任会社は、所在地を変更する場合、法人国家登記簿に必要な変更を追加するため、その国家登記を行った機関及び会社の新しい所在地の法人国家登記機関に、その旨を通知する義務を負う。

第6条 有限責任会社の権利能力

1 有限責任会社は、営利団体であり、その活動に関連してカザフスタン共和国法令によって禁じられていないあらゆる種類の活動を行うために必要な民事法令上の権利を有し、義務を負う。

2 有限責任会社は、法令によってその一覧表が規定されている特定の活動については、免許に基づいてのみ行うことができる。

第7条 有限責任会社の支店及び駐在員事務所

1 有限責任会社は、カザフスタン共和国民法典（総則）第43条に従い、その所在地以外に支店を設置し、及び駐在員事務所を設置することができる。

有限責任会社は、その国家登記を行った機関に、支店・駐在員事務所の設置及びその所在地を通知する義務を負う。

2 有限責任会社の支店・駐在員事務所の設置の決定は、定款に社員総会の決定による旨の定めがある場合を除き、会社の執行機関が行う。

第8条 有限責任会社の社員

1 有限責任会社の社員とは、その発起人、及び、会社財産の持分に対する権利を会社の設立後に取得した者である。

2 削除

3 削除

4 法令に別段の定めがある場合を除き、機関及び団体も、所有者の許可に基づき、有限責任会社の社員となることができる。

第9条 有限責任会社の社員数

削除

第10条 一名の社員で構成される有限責任会社の法的地位の特則

- 1 有限責任会社は、一名の社員で構成される他の会社を、その唯一の社員とすることはできない。
- 2 一名の社員で構成される有限責任会社においては、社員総会の権限に属する決定は、唯一の社員により行われ、文書によって正式なものとなる。この場合、本法第44条から第50条までの規定は適用されない。

第11条 有限責任会社の社員の権利

- 1 有限責任会社の社員は、以下の権利を有する。
 - (1) 本法及び定款の定める手続に従い、会社の経営に参加する。
 - (2) 定款の定める手続に従い、会社の業務に関する情報を入手し、会計文書等を閲覧する。
 - (3) 本法、設立文書及び総会決定に従い、会社の活動から配当を得る。
 - (4) 会社の清算の場合に、債権者への支払後に残った財産の一部に相当する額を取得し、又は、会社の全社員の同意に基づき、現物でその財産の一部を取得する。
 - (5) 本法の定める手続に従い、自己持分の譲渡により、会社への参加から離脱する。
 - (6) 裁判手続において、本法及び（又は）定款の定める社員の権利を侵害する会社の機関の決定に対して、不服を申し立てる。
- 2 有限責任会社の社員は、本法及び設立文書の定めるその他の権利を有する。

第12条 有限責任会社の社員の義務

- 1 有限責任会社の社員は、以下の義務を負う。
 - (1) 設立契約の規定を遵守する。
 - (2) 設立文書の定める手続、額及び期限に基づき、定款資本に出資する。
 - (3) 会社が企業秘密であると定めた情報を、漏洩しない。
 - (4) 執行機関、及び、社員名簿が作成されている場合は名簿管理人に対し、本法第17条第2項第2号の定める情報の変更について、書面で通知する。
- 2 有限責任会社の社員は、設立文書、本法、その他のカザフスタン共和国法令の定めるその他の義務を負うことがある。

第2章 有限責任会社の設立

第13条 有限責任会社の設立手続

- 1 有限責任会社の設立は、その発起人による設立契約の締結(本法第14条)によって開始され、会社の法人としての国家登記(本法第19条)によって完了する。
- 2 有限責任会社の設立手続は、以下の場合、その完了以前に停止される。
 - (1) 設立契約締結日から1年以内、又は、設立契約で別の期限が設けられている場合はその期限内に、会社の国家登記に関する然るべき申請が行われなかった場合
 - (2) 会社の国家登記が却下されたが、規定期間内に裁判手続において却下に対する不服の申立てがされなかった場合、又は、不服の申立てはされたが棄却された場合
- 3 有限責任会社の設立手続がその完了以前に停止された場合(本条第2項)、以下のとおりとなる。
 - (1) 金銭、有価証券、物品、知的活動の結果に対する権利を含む財産権その他の財産を定款資本の形成のために提供した発起人は、それらの即時返還を請求することができる。
 - (2) 本法に基づいて締結された管理委任契約は、契約当事者双方にその他の合意がある場合を除き停止され、その契約に従って譲渡された財産は、返還されなければならない。
- 4 有限責任会社の設立手続がその完了以前に停止された場合(本条第2項)、会社の設立は、発起人によって新しい設立契約が締結されたときは、これを行うことができる。この場合、国家登記の却下原因となった状況が考慮されなければならない。

第14条 有限責任会社の設立契約

- 1 有限責任会社は、設立契約に基づいて設立される。
- 2 有限責任会社の設立契約には、以下の内容が含まれていなければならない。
 - (1) 会社を設立する旨の決定、社名及び所在地
 - (2) 名称、所在地及び銀行口座データ(発起人が法人の場合)又は名前、住所及び身分証明書データ(発起人が自然人の場合)を示した発起人名簿
 - (3) 会社設立の手続、会社設立に関連した発起人の義務、発起人による会社設立実施のその他の条件、並びに、発起人及び会社の設立・登記手続において会社の利益を代表する権限を与えられたその他の者の権限についての規定
 - (4) 定款資本の額
 - (5) 各発起人による定款資本への出資の比率、額及び期限、又は現物若しくは財産権の形で提供されたものの金銭的評価に関する情報。定款資本への追加出資に関する決定の手続、及び、定款資本への出資が適時に行われなかった場合の効果
 - (6) 会社財産における発起人の持分の規定、及び、社員の持分の譲渡手続
 - (7) 定款の承認
 - (8) 会社の純利益の分配手続設立契約には、発起人の決定により、本法及びその他の法令に矛盾しない限り、会社の設立及び活動に関するその他の条件を加えることができる。

- 3 有限責任会社の設立契約においては、会社の業務の対象及び目的を規定することができる。
- 4 有限責任会社の設立契約は、設立契約に別段の定めがある場合を除き、企業秘密文書に含まれ、その国家機関、公的機関及び第三者への提示は、会社の機関の決定又は法令に定めがある場合にのみ行われる。

国家登記時に、登記機関への設立契約の提示は必要とされない。

- 5 設立契約の条件は、この契約に署名した発起人、及び会社の設立・登記後に参加した新たな社員にとって、義務となる。

第 15 条 設立契約の締結の手続及び形式

- 1 有限責任会社の設立契約は、各発起人又はその代理人による契約への署名により締結される。
- 2 有限責任会社の設立契約は、書面で締結される。
- 3 契約には、会社の全発起人が署名する。

発起人の代理人は、会社設立権と設立契約署名権を含む相応の権限を有していなければならない。発起人の員数に含まれる法人は、委任状なくして当該法人の名において活動を行う権利を有する責任者が代理する。

- 4 契約への署名の拒否は、会社への参加の拒否を意味する。契約に署名しなかった者は、その発起人名簿に掲載することはできない。

条件付きでの契約への署名は、これを行うことができない。会社の一部の社員の地位の特殊性は、全発起人によって署名された契約の本文に記載されていないなければならない。

- 5 設立契約は、公証を受けなければならない。
- 6 設立契約に署名した発起人は、会社の国家登記後に、社員となる。

第 16 条 社員が一名の有限責任会社の設立の特則

- 1 社員が一名の有限責任会社の設立は、その社員個人の行った決定に基づいて行われる。
この場合、設立契約は作成されない。
- 2 社員が一名の有限責任会社の定款は、その会社を設立した者によって承認される。
- 3 社員が一名の会社の国家登記は、有限責任会社の登記のために定められた一般手続に従って行われる。
- 4 出資金の分割や定款資本の増額の結果、社員が一名の有限責任会社に新しい社員が加わる場合、その者は、本法第 15 条の規定に従い設立契約に署名する義務を負う。

第 16-1 条 社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている有限責任会社の設立及び活動の特則

- 1 有限責任会社は、有価証券保有者登録簿作成免許を有し、業として有価証券市場に参加する者（名簿管理人）との間で、社員名簿作成契約を締結することができる。

設立契約の効力は、社員名簿の成立日から停止される。社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている有限責任会社においては、定款資本における持分に対する権利を証明する文書は、社員名簿の抄本である。

株式会社が、社員名簿の作成が名簿管理人によって行われる有限責任会社へと形態変更する場合、設立契約は締結されない。

- 2 株式会社から形態変更した有限責任会社の定款は、形態変更の決定を行った株主総会により権限を与えられた者によって、署名される。

株式会社から形態変更した有限責任会社の定款の変更及び追加に関する決定は、本法第 48 条の定める手続に従い、社員総会により行われる。

第 17 条 有限責任会社の定款

- 1 有限責任会社の定款は、会社の法人としての法的地位を規定する文書である。
会社の国家登記をする時、その定款が設立文書とみなされる。
- 2 有限責任会社の定款には、以下の内容が含まれていなければならない。
 - (1) 社名、所在地及び住所¹
 - (2) 名称、所在地、住所及び銀行口座データ（発起人が法人の場合）又は名前、住所、身分証明書データ（発起人が自然人の場合）を示した社員一覧（社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている会社を除く。）
 - (3) 定款資本額に関する情報
 - (4) 会社の各機関の設置手続及びその権限
 - (5) 会社の組織変更及び清算の条件
 - (6) 社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている場合は、会社の純利益の分配手続
 - (7) 社員及び持分保有者に対する、会社の活動に関する情報の提供手続及び期限
 - (8) 社員の権利及び義務

会社が一名の者によって設立される場合、その定款において、財産形成及び利益分配の手続も規定される。定款には、カザフスタン共和国法令に矛盾しない限り、その他の規定を含むことができる。

定款においては、会社の事業の対象及び目的を規定することができる。
- 3 定款は、発起人総会において全員一致で承認されなければならない。全発起人又はその代理人によって署名されなければならない。
- 4 定款は、公証を受けなければならない。
- 5 公証済みの定款及びその変更に関する全文書は、会社の国家登記を行った機関において保存される。

¹ 連絡用の住所（郵便の宛先）のことをいうと思われる。

すべての利害関係人は、定款を閲覧する権利を有する。

- 6 会社は、カザフスタン共和国政府が承認する有限責任会社定款様式を使用し、これに基づき活動を行うことができる。この場合、会社の国家登記手続における定款の提示は必要とされない。

第 18 条 有限責任会社の定款の変更手続

- 1 有限責任会社の定款の変更は、本法第 48 条の規定により行われる総会決定に基づいて行われる。
- 2 会社は、会社の国家登記を行った機関に対し、定款の変更について、1 か月以内に通知しなければならない。この期限を超過した場合、すべての利害関係人は、定款の変更に従って法人国家登記簿に変更を加えることを、裁判手続により請求することができる。
- 3 会社及びその社員は、会社の国家登記を行った機関が本条第 2 項の通知を受理した時から 15 日が経過した後から、又は裁判所の決定に基づき法人国家登記簿に変更を加えた時から 15 日が経過した後から、第三者に対して、定款の変更を援用する権利を有する。ただし、第三者は、上記の状況及び期限の到来よりも前に、これらの変更を考慮に入れて活動することができる。

第 19 条 有限責任会社の国家登記

- 1 有限責任会社は、その国家登記がされた時から、設立されたものとする。
- 2 有限責任会社の国家登記は、法人登記に関する法令の定める手続に従い、司法機関により行われる。
- 3 社名、定款資本額、発起人及び執行機関の構成、並びに所在地に関する情報を含む国家登記情報は、公開の法人統一国家登記簿に記載され、会社の企業秘密とはならない。
- 4 有限責任会社の国家登記を行うためには、発起人により、以下のものが提出されなければならない。
 - (1) 発起人によって会社設立の権限を与えられた者により署名された会社設立申請書
 - (2) 定款（本法第 17 条）
 - (3) 法人国家登記料の支払を証明する文書
- 4-1 社員名簿の作成が名簿管理人によって行われ、かつ、株式会社から形態変更された有限責任会社の国家登記を行うためには、以下のものが提出されなければならない。
 - (1) 形態変更決定を行った株主総会によって会社設立の権限を与えられた者により署名された会社設立申請書
 - (2) 定款
 - (3) 形態変更決定を行った株主総会によって権限を与えられた者及び名簿管理人により署名された株式保有者登録簿のデータに基づいて作成された社員一覧

- 5 発起人が有限責任会社定款様式に基づき活動を行う決定を行った場合(本法第 17 条第 6 項), 会社の国家登記手続における定款の提示は必要とされない。ただし, 定款様式に基づく登記申請書には, 以下の内容が記載されていなければならない。
- (1) 社名及び所在地
 - (2) 定款資本額
 - (3) 名称, 所在地及び銀行口座データ(発起人が法人の場合) 又は名前, 住所及び身分証明書データ(発起人が自然人の場合) を示した社員一覧
 - (4) 会社が定款様式に基づき活動を行う旨の記載
- 申請書は, 発起人全員によって署名されなければならない, その署名は公証を受けなければならない。
- 6 会社の国家登記を行う機関は, 発起人に対して, その他の文書の提示を求めることはできない。

第 20 条 有限責任会社の国家登記の却下

- 1 有限責任会社の国家登記は, 以下の場合, 却下される。
- (1) 定款の内容が法令の規定を満たしていない場合
 - (2) 本法第 19 条第 4 項又は第 4-1 項に示された文書のいずれかを発起人が提示しない場合
 - (3) 発起人が本法の規定する会社設立手続に違反した場合
- 2 有限責任会社の国家登記の却下は, その設立が相当ではないという理由に基づいては, これを行うことができない。
- 3 発起人は, 有限責任会社の国家登記の却下及び回避に対して, 裁判手続において不服申立てを行うことができる。

第 21 条 有限責任会社の設立に関連した債務に係る責任

有限責任会社の各発起人は, 会社の設立に関連し, かつ, 会社の国家登記より前に発生した債務について, 当該各発起人が会社の利益のために活動したことを証明することができた場合, 連帯して責任を負う。当該発起人の活動がその後の社員総会で承認された場合, その債務に対する責任は, 会社が負う。

第 22 条 有限責任会社の社員構成の変更

- 1 本法, 定款及び設立契約の規定に従って行われた新規社員の参加は, 設立契約に対する新規参加の契約によって正式なものとなる。新規参加契約は, 権限を与えられた会社機関の責任者と新規参加社員とによって署名される。新規参加契約は, 設立契約と一体として扱われ, 設立契約は, 新規参加契約の条件により, 該当部分が変更されたとみなされる。設立契約に対する新規参加の契約は, 公証を受けなければならない。

新規参加社員は、設立契約及び定款に参加したとみなされ、この場合、これらの文書における新規参加契約の条件に従った変更が考慮に入れられる。

1-1 社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている有限責任会社への新規社員の参加は、社員名簿への記載によって正式なものとなる。

2 退社した社員の持分の購入、又はその他の持分の移行に基づいて社員となった者は、持分に対する権利が移行した時から、設立契約及び定款に参加したとみなされる。

第3章 有限責任会社の定款資本

第23条 有限責任会社の定款資本の形成

1 有限責任会社の定款資本は、発起人(社員)の出資金を合同させることによって形成される。

2 最初の定款資本額は、発起人の出資額に等しく、かつ、会社の国家登記のために書類を提出した日における月決算指標の100倍を下回ってはならない。

3 有限責任会社の定款資本への出資は、金銭、有価証券、物品、土地利用権、知的活動の結果に対する権利を含む財産権その他の財産により行うことができる(証券化に関するカザフスタン共和国法令に従って設立される、定款資本が金銭でのみ形成される特殊金融会社を除く。)

個人的な非財産的権利及びその他の精神的満足の提供という形での出資は、これを行うことができない。

4 発起人(社員)による現物又は財産権での定款資本への出資は、発起人全員の同意又は社員総会の決定に基づき、金銭に換算して評価される。その出資の額が月決算指標の2万倍を超える場合、その評価は、独立した鑑定人によって証明されなければならない。

5 会社への出資として財産使用権が譲渡される場合、その出資の額は、設立文書に示された全期間に対する使用料として規定される。

総会の同意がない場合、その使用権が定款資本への出資となっている財産の期限前の使用停止は、これを行うことはできない。

設立文書に別段の定めがある場合を除き、会社の使用に供された財産の偶然の破壊又は損傷のリスクは、財産所有者が負う。

6 設立文書に別段の定めがある場合を除き、定款資本総額に対する各社員の出資比率は、定款資本における社員の持分比率に相当する。この持分比率は、分数又はパーセントで表される。

有限責任会社への新規社員の参加又は社員の退社に関連した定款資本額の変更はすべて、参加時又は退社時の定款資本における社員の持分の再計算を伴う。

7 その権利(条件付き土地持分に対する権利も含む。)が定款資本への出資として譲渡された土地の現物による割当ては、カザフスタン共和国土地関連法令に従って行われる。

第24条 定款資本形成の期限

- 1 有限責任会社の社員は、会社の登記の時までに、定款資本総額の 25 パーセント以上(ただし、定款資本最低限度額を上回る額)を出資する義務を負う(本法第 23 条第 2 項)。
- 2 全社員は、総会決定で定められた期限内に、定款資本への出資を全額行わなければならない。この期限は、会社の登記の日から 1 年を超えてはならない。
- 3 社員が期限内に持分の出資義務を果たさなかった場合、会社は、社員の未出資分を自己資金(純資産)から出資し、又は定款資本を出資されている額にまで減額しなければならない。
期限内に持分の出資を行わなかった社員は、会社に対して損害を賠償する義務を負い、また、設立契約又は定款に別段の定めがある場合を除き、カザフスタン共和国民法典(総則)第 353 条に従い、会社に対し、違約罰を支払う義務を負う。
- 4 社員が期限内に出資しなかった持分又はその一部は、総会決定に基づき、本法第 31 条第 1 項若しくは設立文書の定める手続に従い残りの社員の間で分配し、又は、第三者に対しその取得を提案することができる。
本条第 2 項の定める期限内に未出資分の売却が不可能である場合、定款資本はその分だけ減額され、それに応じて定款資本における社員の持分比率も変更される。
- 5 社員の出資が一定時間の経過後にのみ利用可能な財産による場合、その出資が行われたと総会決定に基づいて認められるのは、出資の性格、金銭的評価及び出資期限の示された公証済みの債務書を社員から受領した日からである。この期限は、3 年を超えてはならない。
- 6 出資を全額行った有限責任会社の社員は、会社から、その会社に参加している旨の証明書を受け取る権利を有する。
- 7 発起人全員により、有限責任会社設立以前の金銭による定款資本への出資のために、資金振込用に自己名義で銀行に貯蓄口座を開設する発起人の名前を、設立契約の中に記載する事ができる。
会社の設立及び会社名義の銀行口座の開設後、自己名義で貯蓄口座を開設した発起人は、5 労働日以内に自分の口座から会社の口座へと資金を振り込む義務を負う。発起人によって資金振込義務が適時に果たされない場合、この発起人は、他の発起人との間で延滞の結果について別段の定めをしている場合を除き、カザフスタン共和国民法典(総則)第 353 条の定める額の違約罰を会社に支払わなければならない。
- 8 有限責任会社の定款において発起人が金銭以外の財産により定款資本へ出資することが規定されている場合、発起人全員により、設立契約に、会社設立以前及び以降においてこの財産の管理を委任される発起人又は第三者の名前を記載することができる。
- 9 管理委任契約には、以下の事項が規定されていなければならない。
 - (1) 発起人全員の利益に沿って(有限責任会社の設立後は会社の利益に沿って)該当財産の管理を実施するという委任管理者の義務
 - (2) 有限責任会社が、設立の時から契約の受益者であり、会社設立時に管理委任財産の所有権が譲り渡される者としての権利を有すること

第 25 条 有限責任会社の定款資本の検査

- 1 有限責任会社の登記時又は再登記時には、定款資本及びその自己資本に対する比率の検査は行われぬ。
- 2 有限責任会社の定款資本の検査は、以下の場合に行うことができる。
 - (1) 社員の要求に基づき、独立の鑑定人による場合。鑑定料は、社員によって支払われる。
 - (2) 裁判所の決定に基づく場合
 - (3) 毎会計年度の決算時において、会計報告書に基づく場合
- 3 有限責任会社の申告上の定款資本が事実上の定款資本を上回っている場合、社員は、債権者に対し、その定款資本が自己資本を超える額についてのみ、会社の債務について連帯責任を負う。

第 26 条 有限責任会社の定款資本の増額

- 1 有限責任会社の定款資本の増額は、その出資の完了後に、これをすることができる。
- 2 有限責任会社の定款資本の増額は、以下の方法で行われる。
 - (1) 全社員によって行われる追加的比例出資
 - (2) 自己資本（予備資本も含む。）による定款資本の増額
 - (3) 削除
 - (4) 一名又は数名の社員による、残りの社員も同意の上での追加出資
 - (5) 新規社員の参加（本法第 22 条）
- 3 本条第 2 項第 1 号から第 3 号までの定める手続に従った定款資本額の増額時には、社員の持分比率は変化しない。
- 4 有限責任会社の社員のいずれか又は新規社員の追加出資による定款資本の増額時（本条第 2 項第 4 号及び第 5 号）には、その出資額は、当該者による会社の自己資金への以前の出資額を考慮に入れて確定され、定款資本における全社員の持分比率の再計算を伴う。

決定は、全社員の同意に基づいて行われる。
- 5 有限責任会社は、定款資本の増額について、総会で定款資本の増額が決定された日から 3 か月以内に、会社の国家登記を行った機関に通知する義務を負う。定款資本の増額分の半分以上は、当該通知時点までに、出資されていなければならない。

会社がその国家登記を行った機関に通知を行わない場合、定款資本の増額は不成立とみなされる。
- 6 定款資本の増額が成立しなかった場合、社員又は有限責任会社に参加する予定で出資を行った第三者は、会社に対し、出資金の返還及びカザフスタン共和国民法典（総則）第 353 条に基づく違約金の支払、又は損害（出資した財産を利用できなかった結果による逸失利益も含む。）の賠償を請求する権利を有する。

第 27 条 有限責任会社の定款資本の減額

- 1 有限責任会社の定款資本の減額は、全社員の出資額の比例減額又は一部の社員の持分の完全償却（払戻し）若しくは一部償却（払戻し）により行われる。
- 2 社員の持分の償却（払戻し）による定款資本の減額の場合、それによって残りの社員の持分比率が変化する。
- 3 会社は、有限責任会社の社員総会が定款資本の減額を決定した時から、決定後に発生する債務の債権者に対し、当該決定について通知する義務を負う。
- 4 会社は、有限責任会社の社員総会が定款資本の減額を決定した日から 2 か月以内に、定款資本減額に関する通知書を債権者全員に送付し、又は、会社に関する情報が掲載されている公式出版物に然るべく公告を出す義務を負う。会社の債権者は、通知の受理又は公告の掲載から 1 か月以内に、会社に対し、追加保証を請求し、又は当該債務の期限前の消滅若しくは履行及び損害賠償を請求する権利を有する。請求は、書面で会社へ送付され、その写しは、会社の国家登記を行った機関に提出することができる。
- 5 有限責任会社の定款資本の減額は、会社への請求を申請するために債権者に与えられている期限（本条第 4 項）の経過後、会社の国家登記を行った機関によって登記される。会社の国家登記を行った機関に会社の債権者の請求の写しが届いた場合、定款資本の減額は、会社によるこれらの請求の履行証明の提出又は請求を行った債権者が定款資本の減額について不服がないことを条件に、登記される。
- 6 有限責任会社の社員総会が定款資本の減額を決定した日から 6 か月以内に、会社から再登記申請が提出されず、又は必要な証拠（本条第 5 項）が提出されない場合、定款資本の減額は、不成立とみなされる。この場合、定款資本の減額は、新たな社員総会決定に基づいてのみ、本条の規定を遵守した上で行うことができる。
- 7 本条の定める手続に違反した定款資本の減額は、利害関係人の申立てに基づく裁判所決定による会社の清算の根拠となる。
- 8 有限責任会社は、定款資本の減額に伴い、新たな定款資本額を上回る純資産の範囲内でのみ、社員に対し支払を行うことができる。当該支払は、定款資本の減額の登記後、定款又は定款資本の減額に関する総会決定の定める期限内（ただし、登記日から 3 か月以内）に行われる。
当該支払は、社員の持分の額に応じて行われる。
- 9 定款資本の減額は、設立文書に記載された定款資本の全額が社員によって出資された後のみ、行うことができる（ただし、本法第 24 条第 4 項第 2 段の場合を除く。）。

第 28 条 有限責任会社の社員の持分

1 定款資本における全社員の持分，及びそれに応じた会社の財産価値における当該社員の持分（財産における持分）は，設立文書に別段の定めがある場合を除き，当該社員の定款資本への出資額に比例する。

持分比率は，本法第 23 条第 6 項の定める手続に従って決定される。社員の一名にでも定款資本への出資額の変更（増額又は減額）があった場合は，全社員の持分比率の再計算が行われる。

2 持分に対する権利の喪失は，その根拠にかかわらず，社員の有限責任会社からの退社を意味する。本法の定める手続に従った持分の取得は，持分取得者が社員となることを意味する。

3 有限責任会社の設立文書により，社員一名が所有することができる持分の限度を設定することができる。この制限を，特定の社員に対して設定することはできない。同様に，設立文書によって，社員の持分比率の変更に対する制限を設定することもできる。

4 有限責任会社の財産における社員の持分に対する権利は，物権ではなく債権である。

第 29 条 有限責任会社の社員による会社の財産における自己の持分の処分

1 有限責任会社の財産における社員の持分は，出資金がまだ全額は支払われていない場合，出資金が支払われた分だけ譲渡し，又は担保に入れることができる。

2 有限責任会社の社員は，会社の財産における自己持分又はその一部を，自らの選択により当該会社の社員の一名又は数名に売却し，又はその他の方法で譲渡する権利を有する。同様に，社員は，他の社員に対する債務の保証のために，持分に担保を設定する権利を有する。これらの取引の実施に，会社又は他の社員の同意は必要とされない。ただし，設立文書に本法第 28 条第 3 項に示された条件が定められている場合は，持分の譲渡に際してこれらの条件を守らなければならない。

3 会社の財産における持分への担保設定の登記は，カザフスタン共和国法令に従い行われる。社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている場合，会社の財産における持分への担保設定の登記は，本法及び（又は）定款の規定を遵守の上で，名簿管理人の内部文書に従って行われる。

第 30 条 有限責任会社の社員の持分を第三者に譲渡する可能性

1 有限責任会社の社員による自己持分（その一部）の第三者への譲渡，又は第三者に対する債務の保証のための持分（その一部）への担保設定は，設立文書に別段の定めがある場合を除き，これを行うことができる。

2 有限責任会社の設立文書により，持分の第三者への売却は一定の条件を守った上でのみ許される旨を規定することができる。

- 3 国家又は国家法人が有する持分の売却が、民営化に関する法令に従い、競売において行われる場合、当該売却には本条の定める制限は適用されない。ただし、当該売却の際には、本法第31条の定める他の社員の持分優先購入権が守られる。

第31条 譲渡される持分の優先購入権

- 1 有限責任会社の社員は、他の社員がその持分を売却する際、持分又はその一部につき、第三者に優先して購入する権利を有する（法令により定められた例外を除く。）。この権利は、各社員が行使できる。優先購入権を行使する意思のある社員が数名存在する場合、設立文書又はその他の社員間の合意によって別段の定めがある場合を除き、持分（その一部）の優先購入権は、定款資本における社員の持分比率に比例して行使される。
- 2 自己持分又はその一部を第三者に売却する意思のある有限責任会社の社員は、自分の意思について、売却予定額を明示して、執行機関に対し、書面により通知する義務を負う。
- 3 執行機関は、有限責任会社の社員から持分の売却希望に関する通知を受けた時から7日以内に、全社員に対し、これを通知する。優先購入権を行使する意思のある社員は、7日以内にそれを執行機関に通知しなければならないが、この際、売却予定の持分を全部取得するつもりか、又は一部のみ取得するつもりかを明らかにする。
- 4 購入希望総額が売却される持分の総額を超えない場合、各社員は、自分が通知した分を取得する。残った持分は、第三者に譲渡することができる（ただし、その譲渡の前に有限責任会社の社員から追加購入希望がなかった場合に限る。）。
- 5 有限責任会社の執行機関に持分の売却希望に関する通知を送付した日から1か月以内に社員が持分又はその一部を優先権行使の手続に従って購入しなかった場合、持分の売却を希望した社員は、通知に示した価格を下回らない価格で持分（持分のうち購入されなかった分）を第三者に売却する権利を有する。
- 6 通知に示された価格よりも安値で持分が第三者に譲渡された場合、持分の売買契約は無効と認められ得る。社員は、持分又はその一部の実際の売却価格を考慮に入れた上で、持分の優先購入権の行使手続を再度行う権利を有する。
- 7 持分又はその一部の売却時に優先購入権の侵害があった場合、有限責任会社の社員は誰でも、3か月以内に、購入者の権利及び義務の自分への移譲を、裁判手続において請求することができる。
- 8 譲渡される持分の優先購入権は、競売を含め、あらゆる形態の持分売却において行使される。
- 9 持分の優先購入権の譲渡は、これを行うことはできない。
- 10 譲渡される持分又はその一部を社員が取得した場合、定款資本におけるその持分は増額する。
- 11 本条の規則は、交換契約による持分譲渡の際にも適用される。

- 12 持分又はその一部の第三者への売却時に優先購入権の行使を社員が希望しない場合、本条第2項、第5項から第9項まで、及び第11項を考慮の上、有限責任会社自体が優先購入権を行使することができる。

第32条 有限責任会社の社員の持分の売却（他の社員が持分購入を拒否した場合）

- 1 有限責任会社の設立文書により、社員による自己持分の第三者への売却の禁止又は制限を規定する（例えば、他の社員又は限定された第三者への持分売却に限る。）ことができる。この場合、売却は、これらの禁止又は制限事項を遵守して行わなければならない。

社員名簿の作成が名簿管理人によって行われている有限責任会社の定款資本への参加持分の社員による売却の手続は、カザフスタン共和国法令及び会社の定款によって規定される。

- 2 持分売却が、売却者に関係しない状況において、本条第1項に定める禁止又は制限事項を遵守の上では実施できない場合、自己持分の売却を希望する社員は、有限責任会社に対し、持分の買取り又は第三者への売却の許可を請求する権利を有する。

どちらの方法を選択するかは、社員総会で決定される。

- 3 有限責任会社による持分の買取りの場合、持分の価格は、双方の合意によって決定され、合意に到達しない場合は、裁判所によって決定される。

- 4 持分の第三者への売却に有限責任会社が合意する場合でも、社員は、本法第31条の定める持分優先購入権を失わない。

第33条 有限責任会社による社員の持分の買取りの効果

- 1 本法第31条から第36条までの定める手続に従った有限責任会社による社員の持分の買取りの後、及び、双方の合意に基づいた有限責任会社による社員の持分の買取りの後、会社は、総会の決定した価格によるこの持分の取得を他の社員に提案する義務を負う。

- 2 何名かの社員が持分取得の意思を表明した場合、この持分は、当該社員間で、有限責任会社の定款資本における当該社員の持分比率に比例して分配される。

社員によって買い取られた持分は、買取り前に当該社員が保有していた持分に加えられる。この際、一名の社員が保有できる持分の制限に関する本法第28条第3項の規定が遵守される。

- 3 有限責任会社が退社した社員から買い取った持分の取得を社員たちが希望しない場合、持分は、減資及び社員の定款資本における持分比率の再計算を伴って、消却される。

- 4 有限責任会社は、総会決定に基づき、本条第3項の定める持分の消却に代えて、会社の名において、第三者に対し、この持分を売却する権利を有する。

- 5 いかなる場合においても、会社に移転した退社した有限責任会社の社員の持分に対しては、その消却又は他の社員若しくは第三者への売却前に、配当がつくことはない。

第34条 有限責任会社の社員の持分の強制買取り

- 1 有限責任会社の社員が会社又はその社員に損害を与えた場合、その会社又は社員は、損害を与えた社員に対し、損害賠償を請求する権利を有する。
- 2 有限責任会社は、重大な損害が与えられた場合、損害賠償の請求及び損害を与えた社員の持分の会社による強制買取りの請求のほかに、当該社員の退社も請求する権利を有する。
- 3 持分の強制買取りは、裁判手続において行われる。

第 35 条 有限責任会社の定款資本における持分の相続

有限責任会社の社員の持分は、その相続人によって相続される。相続人による持分の相続及び複数の相続人によるその分割は、カザフスタン共和国民法典に従って行われる。

第 36 条 有限責任会社の定款資本における持分に対する法人の権利継承

- 1 新設合併、吸収合併又は形態変更による法人の組織変更の場合、有限責任会社の定款資本における持分は、組織変更された法人の権利継承者に移行する。
- 2 組織変更の内容が法人の分割又は法人組織からの新たな法人の独立である場合、組織変更された法人の持分は、分割貸借対照表に従いその権利継承者に移行する。
- 3 本条第 2 項に示された法人の権利継承者への持分の移行に総会が同意しない場合、有限責任会社は、本法第 34 条の定める手続に従って持分を買い取る義務を負う。

第 37 条 有限責任会社の社員の債権者による社員の持分への強制執行

- 1 有限責任会社の社員の債権者は、裁判所の判決に基づき、会社の財産における当該社員の持分又はその一部に対し強制執行を請求する権利を有する。
- 2 自分が担保権を持たない持分（その一部）に強制執行を申し立てる債権者は、有限責任会社に対し、債務者からその持分（その一部）を強制的に買い取り、その買取代金を債務の返済に当てる旨を請求する。持分（その一部）の買取りは、会社又はその社員により、当事者の決定した価格で、持分を買い取られる社員の同意がある場合に行われる。
- 3 有限責任会社及び持分に強制執行が申し立てられている社員の同意がある場合、その持分（その一部）は、第三者に売却することができる。
- 4 債権者の請求があった日から 3 か月以内に会社、その社員又は第三者が持分（その一部）を買い取らず、請求を満足させなかった場合、債権者は、カザフスタン共和国民事訴訟法に従い、持分（その一部）の公開競売による売却を請求する権利を有する。この場合、残りの社員は、本法第 31 条の定める持分優先購入権を失わない。
- 5 持分の売却代金から、持分の評価費、売却の準備・実施費、及び持分に強制執行をした債権者の請求額が支払われる。残金がある場合は、その持分（その一部）が売却された者に渡される。

第4章 有限責任会社の財産

第38条 有限責任会社の財産の形成

- 1 有限責任会社の財産は、その発起人（社員）の出資、会社の得た利益、及び法令によって禁じられていないその他の資金源によって形成される。
- 2 法令又は有限責任会社の設立文書によって、予備資本及びその他の予備基金の形成を規定することができる。
- 3 有限責任会社の財産は、貸借対照表に記載される。

第39条 有限責任会社の財産への追加払込み

- 1 有限責任会社の定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会は、社員による会社財産への追加払込みに関する決定を行うことができる。決定は、全社員の4分の3以上の賛成投票によって行われる。この決定に賛成の投票をしなかった社員（総会を欠席した者、投票に参加しなかった者、及び辞退した者を含む。）は、追加払込みに賛成の投票をした社員に対し、自己持分の買取りを請求する権利を有する。追加払込みに賛成の投票をした社員は、定款資本における自己持分比率に応じて、本法の規定に従って決定される価格で、これらの持分を買い取る。追加払込みは、自己持分の買取りを請求した社員への支払が終了した後にのみ行われる。
- 2 社員による有限責任会社の財産への追加払込みの手續及び期限、並びに払込みの遅延に対する責任は、本法第24条の規定に従って定められる。
- 3 有限責任会社の財産への社員の追加払込みは、定款資本額及び社員の持分比率を変化させない。

第40条 社員間における有限責任会社の純利益の分配

- 1 有限責任会社の社員間における、1年間の会社の活動の結果として得られた純利益の分配は、当該年度の会社の活動結果の承認のための定時社員総会の決定に従って行われる。総会は、純利益又はその一部を社員間における分配の対象から除外する決定を行うこともできる。
- 2 社員間における利益の分配に関する決定を有限責任会社の総会が行った場合、各社員は、その定款資本における持分比率に応じて、分配される利益の一部を受け権利を有する。支払は、会社により、総会が純利益の分配に関する決定を行った日から1か月以内に、金銭により行われる。
- 3 有限責任会社は、定款資本の出資が全額行われる以前に、社員間で利益を分配することはできない。

第5章 有限責任会社の経営

第41条 有限責任会社の各機関

- 1 有限責任会社の各機関は、以下のとおりである。

- (1) 会社の最高機関である社員総会（総会）
- (2) 会社の執行機関（単独又は合議制）
- 2 有限責任会社の定款によって、監視機関（監督役員会）及び（又は）検査機関（監査委員会、監査役）の設置を定めることができる。
- 3 有限責任会社の各機関の権限、及び、会社を代表して決定を行い、又は発言するための手続は、本法、その他の法令及び会社の定款によって定められる。

第 42 条 有限責任会社の総会

- 1 有限責任会社の最高機関（総会）は、定時社員総会（本法第 44 条）又は臨時社員総会（本法第 45 条）として招集される。
- 2 有限責任会社の全社員は、総会に出席し、議題の審議に参加し、決定のための投票を行う権利を有する。

社員の上記の権利を制限する定款その他の文書及び各決定の規定は、無効である。

- 3 有限責任会社の社員は、自ら直接、又は代理人を立てて、総会に参加することができる。
社員の代理人として総会に参加する権利を有さない者は、執行機関の構成員及び検査機関の構成員である。ただし、委任する者自身が執行機関の構成員又は検査機関（監査委員会）の構成員である場合を除く。

自然人である社員の代理人となることができるのは、委任状に基づくその他の者である。代理人を総会へ参加させるための自然人の委任状は、カザフスタン共和国民法典（総則）第 167 条第 4 項又は第 5 項の定める形式で提出されるか、公証を受けるかのいずれかでなければならない。

法人である社員の代理人として参加する権利を有するのは、法人の代表者（委任状は不要）、又はその他の代理人である（委任状に基づく）。代理人を総会へ参加させるための法人の委任状は、カザフスタン共和国民法典（総則）第 167 条第 6 項の定める形式で提出されなければならない。

- 4 社員の持分の委任管理が行われている場合、その代理人として総会に出席する権利を有するのは、委任管理人である。ただし、社員と委任管理人との契約又は財産委任管理に関する法令に別段の定めがある場合を除く。社員の利益を代表するための手続に関する規定は、財産委任管理に関する法令によって定められる。
- 5 有限責任会社の各社員は、総会での投票時に、定款資本における自己持分比率に相応する議決権を有する。ただし、本法第 47 条第 7 項第 1 段又は会社の定款に別段の議決権決定手続が規定されている場合を除く。
- 6 有限責任会社の執行機関の構成員であって、社員ではない者は、定款に別段の定めがある場合を除き、発言権のみを持って総会に参加することができる。

第 43 条 有限責任会社の社員総会の権限

- 1 有限責任会社の社員総会の権限は、本法に従い、定款によって定められる。
- 2 有限責任会社の社員総会の専権的権限には、以下のものが含まれる。
 - (1) 定款資本額、所在地及び社名の変更を含む定款の変更、又は、新しい定款の承認
 - (2) 執行機関の設置及びその期限前の権限停止、並びに、有限責任会社又はその財産の管理委任に関する決定及び当該委任の条件の決定
 - (3) 監督役員会及び(又は)監査委員会(監査役)の選任及びその期限前の権限停止、並びに、監査委員会(監査役)の報告及び意見の承認
 - (4) 年間会計報告の承認、及び、純利益の分配
 - (5) 内部規則及びその決定手続並びに会社の内部業務を調整するその他の文書(定款によってその承認が会社の他の機関の権限とされている文書を除く。)の承認
 - (6) 会社が他の会社及び非営利団体に参加することに関する決定
 - (7) 会社の組織変更又は清算に関する決定
 - (8) 清算委員会の任命及び清算貸借対照表の承認
 - (9) 本法第 34 条に基づく社員の持分の強制的買取りに関する決定
 - (10) 会社の全財産への担保設定に関する決定
 - (11) 本法第 39 条に基づく会社の財産への追加払込みに関する決定
 - (12) 会社の活動に関する情報の社員及び持分取得者への提供の手続及び期限の承認
- 3 本法により総会の専権的権限とされている事項のほかに、有限責任会社の定款によって、その他の事項も総会の権限とすることができる。

総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、その専権的権限以外の権限を、執行機関又は監督役員会に委任することができる。
- 4 有限責任会社の社員総会は、定款でその権限がどのように規定されているかにかかわらず、会社の活動に関連したあらゆる議題を審議にかけることができる。
- 5 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、会社の内部業務に関する会社の他の機関の決定を取り消すことができる。

第 44 条 有限責任会社の定時社員総会

- 1 有限責任会社の定時社員総会は、定款の定める期限で(ただし1年間に1回以下)、執行機関によって招集される。
- 2 有限責任会社の年間会計報告の承認のための総会は、会計年度の終了後3か月以内に行われなければならない。

第 45 条 有限責任会社の臨時社員総会

- 1 有限責任会社の臨時（特別）社員総会は、本法及び会社の定款の定める場合、及び、会社の利益のために総会の招集が要求されるその他の場合に招集される。
- 2 有限責任会社の臨時社員総会は、執行機関による自らの発案により、監視機関及び検査機関が設置されている場合は監督役員会若しくは監査委員会（監査役）の要求により、又は、合計で総議決権の10分の1以上を持つ社員の発案により、招集される。
監督役員会、監査委員会（監査役）又は社員の要求にもかかわらず、執行機関が臨時総会を招集しない場合、臨時総会は、監督役員会、監査委員会（監査役）又は合計で総議決権の10分の1以上を持つ社員が独自に招集することができる。
- 3 清算中の有限責任会社の臨時社員総会は、清算委員会（清算人）によっても招集することができる。

第46条 有限責任会社の社員総会の招集手続

- 1 有限責任会社の社員総会を招集する機関・者は、総会開催日の15日前までに、執行機関の管理している社員名簿に示された住所に従って、各社員に対し、総会開催について書面で通知する義務を負う。

通知には、総会開催の時間及び場所並びに予定議事日程が示されていなければならない。

会社は、マスメディアを通じて、追加的に社員に通知を行う権利を有する。

- 1-1 株式会社から形態変更された社員数100名以上の有限責任会社の社員総会を招集する機関・者は、総会開催日の15日前までに、各社員に対し、総会開催について通知する義務を負う。
社員数100名以上の有限責任会社の社員総会の開催に関する通知は、定款が規定する出版物に掲載されなければならない。

社員名簿の管理が名簿管理人によって行われている社員数100名未満の有限責任会社の社員総会を招集する機関・者は、総会開催日の15日前までに、社員名簿に示された住所に従って、各社員に対し、総会開催について書面で通知する義務を負う。

- 2 すべての有限責任会社の社員は、総会開催の10日前までに、総会の議事日程について提案を行う権利を有する。同じ期限内に、合計で総議決権の20分の1より多い議決権を持つ社員は、当該社員の取り上げた議題につき議事日程への追加を要求する権利を有する。総会を招集する機関・者は、この要求を実現する義務を負う。

社員の提案又は要求により総会の当初の議事日程が変更される場合、総会を招集する機関・者は、総会開催の7日前までに、本条第1項第1段の規定する方法により、各社員に対し、これらの変更について通知する義務を負う。

- 3 有限責任会社の社員総会を招集する機関・者は、届いた提案を審査し、有限責任会社の社員総会の議事日程にそれを追加するか否かの決定を、総会開催の10日前までに行う義務を負う。有限責任会社の社員総会を招集する機関・者は、有限責任会社の社員総会開催の7日前までに、提案を受け入れた場合は有限責任会社の社員に議事日程の変更について通知する義務を負い、

議事日程の変更又は追加の提案を拒否した場合は、提案者に対し、根拠のある拒否理由を回答する義務を負う。

提案の総会議事日程への追加の拒否及びそれに関連した決定が提案者の権利及び合法的な利益を侵害する場合、提案者は、本法第 50 条の定める手続に従い、その決定に対して不服申立てを行う権利を有する。

「様々な」「他の」「その他の」及び類似の表現を含む、広い範囲を意味する議題の総会議事日程への追加は、禁止される。

- 4 有限責任会社の社員総会を招集する機関・者は、総会開催の 10 日前までに社員によって送付された要求に従い、全議題に関する決定案、審議予定の文書の写し、定款又は会社の内部業務を調整する文書の定めるその他の情報を、総会開催の 7 日前までに、書面により、社員に送付する義務を負う。

前段に示された文書、情報、会計報告、会計報告に関する監査委員会（監査役）の意見、及び報告期間に関する会計検査機関の報告は、総会開催の通知時から、かつ、少なくとも総会開催の 15 日前から、会社の執行機関の建物において、すべての社員が自由に閲覧できるようにしなければならない。この場合、社員が、閲覧に供された文書のコピーを無料で取ることができるようにしておかなければならない。

直近 3 年分の会計報告、会計報告に関する監査委員会（監査役）の意見、及び会計検査機関の報告は、執行機関によって保存されなければならない、いかなる場合にも社員が閲覧できるようにしておかなければならない。社員の要求に従い、これらの文書の抄本が作成され、社員に交付される。

- 5 社員が 7 名未満の有限責任会社の定款においては、本条及び本法第 47 条第 5 項に示された期限とは異なる期限を定めることができる。

第 47 条 有限責任会社の社員総会の開催手続

- 1 有限責任会社の社員総会の議事進行についての規定は、本法、会社の定款、会社の内部業務を調整する規則・文書、又は総会によって直接定められる。
- 2 総会の開会前に、出席した有限責任会社の社員及びその代理人の登録が行われる。社員の代理人は、然るべき権限を提示しなければならない（本法第 42 条第 3 項、第 4 項）。登録を行わなかった社員（社員の代理人）は、定足数の確認時には算入されず、投票に参加する権利も有しない。
- 3 社員総会は、出席した社員及びその代理人の登録データが、定足数が満たされていると考えるのに十分な根拠を与えるということを条件に、予定時間に開会される。

予定時間以前に総会を開会することは、全社員又はその代理人が登録され、総会の開会時間の変更について知らされ、かつ異論がないという場合を除き、これを行うことができない。

4 総会に出席している社員及び代理人を立てている社員が合計で総議決権の過半数を保有している場合、有限責任会社の社員総会は、その権限を有し、定足数の条件を満たしているものとする。議事日程に含まれている議題の決定を絶対過半数又は全員一致により行われなければならない場合、総会は、総会に出席している社員及び代理人を立てている社員が合計で総議決権の3分の2より多い議決権を保有していれば、決定を行うことができる。

5 定足数が満たされない場合、有限責任会社の社員総会は、第一回の招集日から45日以内に再招集される。総会の再招集時には、本法第46条の規定が遵守されなければならない。

再招集された総会は、総会に出席している社員及び代理人を立てている社員が保有する議決権数にかかわらず、その権利を有する。総会に出席している社員及び代理人を立てている社員が総議決権の半数未満しか保有していない場合、その総会は、絶対過半数又は全員一致を必要としない議題に関してのみ決定を行う権利を有する。

6 有限責任会社の社員総会を開会するのは、執行機関の第一代表者又はその代行者である。監督役員会、監査委員会（監査役）又は社員が招集した総会（本法第45条第2項）を開会するのは、それぞれ、監督役員会委員長若しくはその代行者、監査委員会委員長（監査役）若しくはその代行者、又は総会を招集した社員のうちの一名である。

清算委員会（清算人）が招集した総会を開会するのは、清算委員会委員長（清算人）又はその代行者である。

7 総会を開会する者は、総会の議長及び書記の選挙を行う。有限責任会社の定款に別段の定めがある場合を除き、総会の議長及び書記の選挙の投票時には、各社員が（定款資本における持分比率にかかわらず）それぞれ一票を有し、決定は出席者数の単純過半数によって行われる。

執行機関の構成員及び監査委員会の構成員（監査役）は、総会の出席者が全員執行機関の構成員又は監査委員会の構成員（監査役）である場合を除き、総会で議長を務めることはできない。

8 総会の書記は、総会の議事録の作成に対して責任を負う。

議事録は、総会の議長及び書記によって署名される。

全総会の議事録は、議事録集として一冊に綴じられ、執行機関によって保存され、いかなる時でも有限責任会社のすべての社員が閲覧できるようにしておかなければならない。社員の要求により、議事録集の抄本が作成され、社員に交付される。

9 総会は、議題の審議の開始の前に、定足数を確認する義務を負う。この規定が遵守されない場合、定足数が満たされていることが確認されるまで、総会の行った全決定が無効となる。

本法第43条第2項第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号に示された議題に関する投票を行う場合、及び定款又は会社の内部業務を調整する規則・文書に定めがある場合、投票の直前に定足数を再度確認しなければならない。

第48条 有限責任会社の社員総会による議決手続

1 有限責任会社の社員総会は、本法第 46 条第 1 項及び第 2 項に従って社員に通知された議題に関してのみ、決定を行う権利を有する。この場合、社員が本法第 46 条第 2 項に従って総会の議事日程への追加を要求した議題は、総会を招集する機関・者が同項第 2 段の定める義務を果たさなかったときでも、議事日程に追加されたとみなされる。

2 本法第 43 条第 2 項第 1 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号に示された議題に関する決定、並びに有限責任会社の定款の定める議題に関する決定は、総会に出席している社員及び代理人を立てている社員の議決権の 4 分の 3 の絶対過半数によって行われる。ただし、定款によって、決定のために、それ以上の議決権又は全員一致が要求されている場合を除く。

本法第 43 条第 2 項第 9 号に関する決定の場合、持分を強制的に買い取られる社員は、投票に参加せず、その保有する議決権は算入されない。

その他の決定は、総会に出席している社員及び代理人を立てている社員の議決権の単純過半数によって行われる。ただし、定款によって、決定のために、それ以上の議決権又は全員一致が要求されている場合を除く。

3 有限責任会社の社員総会の決定は、公開投票によって行われる。ただし、定款又は会社の内部業務を調整する規則・文書によって秘密投票が定められている場合を除く。

総会決定は、総議決権の 5 分の 1 以上を保有する社員により秘密投票の要求があった場合にも、秘密投票によって行われなければならない。

秘密投票の場合、その実施方法は、議決権の正しい算定と投票結果の信憑性を保証するものでなければならない。

第 49 条 通信による有限責任会社の総会の実施

1 有限責任会社の定款に定めのある場合、及び、合計で総議決権の 4 分の 3 より多い議決権を保有する社員の同意が直接表明された場合、総会は、手紙、ファクシミリ、電子メールの交換、又は全社員が利用可能で送信・受信の確実性が保証されているその他の通信手段によって、通信による質問調査により、これを行うことができる。

通信による総会は、本法第 43 条第 2 項第 1 号及び第 7 号から第 10 号までに示された事項については、その決定を行うことができない。

2 有限責任会社の社員総会を通信により実施する場合、本法第 47 条第 2 項、第 3 項、第 5 項から第 7 項まで、第 9 項、第 48 条第 3 項及び第 46 条第 1 項から第 3 項までの規定における期限に関する部分は、適用されない。

3 通信による有限責任会社の社員総会は、全社員への議題及びそれに関する決定案の通知、各社員が投票開始以前に必要なすべての文書を読覧し、議題について提案を行い、当該議題に一定の議題を追加する可能性、並びに、変更された議事日程及び議題に関する他の社員の意見（発言）の全社員への投票開始以前の通知を保証するような方法で行われなければならない。

第 50 条 有限責任会社の各機関の決定に対する不服申立て

本法、定款又は会社の内部業務を調整する規則・文書の定める総会の実施手続及び議決手続に違反して行われた有限責任会社の社員総会の決定、並びに、社員の権利を侵害する決定を含む、法律又は定款と矛盾する社員総会の決定は、投票に参加しなかった社員又は不服申立ての行われている決定に反対の投票をした社員の申立てに基づき、裁判所により、その全部又は一部を無効と認めることができる。この申立ては、行われた決定について社員が知った日又は知ることができた日から 6 か月以内に、又は、決定が行われた総会に社員が出席していた場合は総会がこの決定を行った日から 6 か月以内に、これを行うことができる。

有限責任会社の他の機関の決定に対する不服申立ては、本条第 1 段の定める手続及び期限により行われる。

第 51 条 有限責任会社の執行機関

1 有限責任会社の定款により合議制の執行機関（重役会、理事会等）の設置が定められていない場合、会社の活動の指揮及び経営は、単独執行機関（取締役、経営者）によって行われる。

執行機関の構成員に関する本法の規定は、執行機関の合議制に直接関係するものを除き、単独執行機関に適用される。

2 執行機関の構成員は、自らの職務を遂行する際、誠実かつ合理的に、会社の利益になるように行動しなければならない。

3 執行機関の構成員は、総会により、5 年を超えない任期で選任される。

4 執行機関の構成員となることができる者は、自然人のみである。この者は、社員であることを要しない。

第 52 条 有限責任会社の執行機関の権限

1 有限責任会社の執行機関の権限に含まれるものは、会社の活動維持に関する全事項のうち、本法、定款又は総会によって採択された規則・文書によって規定された、総会又は監督役員会の権限に含まれるもの以外である。

執行機関の権限には、総会の権限のうち、その専権的権限には含まれず、本法第 43 条第 3 項に従って執行機関に委任されたものも含まれる。

2 有限責任会社は、第三者との関係において、執行機関の権限に関する自らの定めた制限を援用する権利を有しない。ただし、有限責任会社は、執行機関が定められた制限に違反して第三者と行った取引の有効性について、当該第三者がこの制限について取引を行った時に知っていたことを証明できた場合は、不服を申し立てる権利を有する。

3 有限責任会社の執行機関の構成員は、当該構成員が会社に与えた損害の賠償について、社員の請求に基づいて、責任を負う。この場合、執行機関の構成員は、当該構成員が共同で行った不適切な会社経営によって与えた損害につき、連帯責任を負う。

- 4 有限責任会社の執行機関の構成員は、当該構成員の不適切な会社経営による会社の破綻（倒産）の結果第三者が被った損害に対して、会社とともに、当該第三者に対する補充責任を連帯して負う。

第 53 条 有限責任会社の単独執行機関

- 1 有限責任会社の単独執行機関（取締役、経営者等）は、以下のことを行う。
 - (1) 委任状なくして、会社の名において活動を行う。
 - (2) 会社を代表する権利を与える委任状（再委任権を有する委任状を含む。）を出す。
 - (3) 会社の被雇用者に対し、役職への任命、転任又は解雇に関する命令を出し、賃金体系を決定し、役員手当及び個人手当の額を設定し、ボーナスを決定し、奨励策を講じ、懲戒処分を行う。
 - (4) 本法又は定款が社員総会又は監督役員会の権限として定めていないその他の権限及び社員総会によって委任された権限（本法第 43 条第 3 項）を行使する。
- 2 単独執行機関による活動及び決定の手続は、定款及び社員総会で採択された規則・文書によって定められる。
- 3 有限責任会社の定款に従いその経営が合議制執行機関としてまとめられていない二名又は数名の取締役（経営者等）に委ねられている場合、当該取締役（経営者等）は、各自、委任状なくして、会社の名において活動する権利を有する。当該取締役（経営者等）には、本条の規定が適用される。

第 54 条 有限責任会社の合議制執行機関

- 1 有限責任会社の定款に合議制執行機関（重役会、理事会等）の設置が定められている場合、法令又は定款に別段の定めがない限り、その機関は社員総会によって選任され、その構成員は 7 名以下とする。
- 2 有限責任会社の合議制執行機関の代表者は、合議制執行機関自体によって代表者を選任する旨が定款で定められている場合を除き、総会によって選任される。
- 3 有限責任会社の合議制執行機関の代表者は、この機関の機能を保証し、その会議を進行する。当該代表者は、本法第 53 条第 1 項第 1 号から第 3 号までが規定する単独執行機関に属する権限を有する。
- 4 合議制執行機関による活動及び決定の手続は、定款及び社員総会で採択された規則・文書によって定められる。

第 55 条 執行機関の構成員と有限責任会社との利害の衝突

- 1 有限責任会社の執行機関の構成員は、以下のことが禁じられている。

- (1) 総会の同意なしに、会社から財産的利益を受けるために会社と取引を行う（贈与契約，貸付契約，無償利用契約，売買契約等を含む。）。
- (2) 会社自体や第三者から、会社と第三者との取引に対する手数料を受ける。
- (3) 第三者と会社との関係において、第三者の名前で、又は第三者の利益のために行動する。
- (4) 会社の活動と競合する企業活動を行う。

定款により、執行機関の構成員に対するその他の禁止事項を定めることもできる。

- 2 本条第1項第1号から第3号までの定める制限は、有限責任会社の執行機関の構成員の配偶者、直系卑属及び直系尊属、並びに血族である兄弟姉妹にも適用される。
- 3 すべての有限責任会社の社員は、執行機関の構成員又は本条第2項が規定するその親族が本条第1項又は同項第1号から第3号までが定める禁止事項に違反したことによって会社にもたらした損害について、当該執行機関の構成員が会社に損害賠償を行うことを請求する権利を有する。

第56条 有限責任会社又はその財産の管理の委任

設立文書に別段の定めがある場合を除き、有限責任会社又はその財産の管理は、これを委任することができる。

第57条 有限責任会社の監督役員会

- 1 有限責任会社の執行機関の活動の監視のため、定款により、会社における監督役員会の設置を規定することができる。
- 2 有限責任会社の定款により監査委員会（監査役）の選任が規定されていない場合、監督役員会は、本法により監査委員会に属すべきすべての権利を有する。
- 3 監督役員会の構成員は、総会により、5年以下の任期で選任される。
- 4 監督役員会の構成員となることができるのは、自然人のみである。当該者は、同時に執行機関の構成員であってはならない。
- 5 監督役員会による活動及び決定の手続は、定款及び社員総会で採択された規則・文書によって定められる。

監督役員会における投票の際、委員会の構成員は、各自一票を有する。

- 6 監督役員会の構成員は、監督役員会による執行機関の活動の監視が不適切であった結果、有限責任会社及び第三者にもたらされた損害に対して、本法第52条第3項及び第4項の規定に従って責任を負う。

第58条 有限責任会社の監査委員会（監査役）

- 1 有限責任会社の執行機関の財務・経済活動の監視を行うため、社員又はその代理人により、監査委員会を設置することができる。

監査委員会の構成員は、5名以下とする。ただし、より多くの構成員が定款で定められている場合を除く。

監査委員会の機能の遂行は、単独監査役としての社員一名又は社員の代理人一名に委任することができる。

- 2 有限責任会社の監査委員会又は単独監査役は、総会により、定款に定められた5年以下の任期で選任される。
- 3 有限責任会社の執行機関の構成員は、同時に監査委員会の構成員（監査役）になることができない。
- 4 監査委員会（監査役）は、いつでも、有限責任会社の執行機関の財務・経済活動の検査を行う権利を有する。監査委員会（監査役）は、このために、会社のすべての文書に対する無条件のアクセス権を有する。執行機関の構成員は、監査委員会（監査役）の要求に対して、口頭又は書面で、必要な説明を行う義務を負う。
- 5 監査委員会（監査役）は、有限責任会社の年間会計報告の検査を、その社員総会による承認以前に、必ず行わなければならない。総会は、監査委員会（監査役）の意見又は会計検査官の報告がなければ（本法第59条）、年間会計報告を承認する権限を有しない。
- 6 有限責任会社の監査委員会（監査役）の業務手続は、定款及び会社の内部業務を調整する規則・文書によって定められる。

第59条 有限責任会社における外部監査

- 1 有限責任会社の年間会計報告の検査及びその正確性の確認、並びに会社の経営状態の検査のため、会社は、定款の定める条件と手続に従って、会社、執行機関の構成員、監督役員会の構成員又は社員と財産的利害関係のない会計検査機関を使う権利を有する（外部監査）。
- 2 法令により、特定の企業活動を行う有限責任会社すべての年間会計報告の監査の実施を定めることができる。
- 3 すべての有限責任会社の社員は、自らの費用負担による会社の会計報告の監査の実施を要求する権利を有する。
- 4 有限責任会社の執行機関が、会計報告の監査が義務的であり、又は社員が要求しているにもかかわらずそれを回避する場合、利害関係人又は社員の申立てに基づいて出された裁判所の判決に基づき、監査を指定することができる。

第60条 有限責任会社の公開会計報告

法令により、特定の企業活動を行う有限責任会社について、当該年度の会計報告を公開する義務を規定することができる。

第6章 有限責任会社の組織変更及び清算

第 61 条 有限責任会社の組織変更

- 1 有限責任会社の組織変更（新設合併，吸収合併，分割，分離，形態変更）は，社員総会の決定に基づき，自主的に行うことができる。
持分の譲渡その他の社員構成の変更は，会社の組織変更ではない。
- 2 法令の定める場合，分割又は一社・数社の分離の形での有限責任会社の組織変更は，権限を与えられた国家機関の決定又は裁判所の判決に基づいて行われる。
- 3 法令の定める場合，新設合併又は吸収合併の形での有限責任会社の組織変更は，権限を与えられた国家機関の同意があつてのみ行われる。
- 4 組織変更された会社の財産は，法令又は組織変更の決定に別段の定めがある場合を除き，その権利継承者の登記の時に，権利継承者に移行する。

第 62 条 有限責任会社の新設合併・吸収合併

- 1 二社又は数社の有限責任会社の新設合併は，これらの有限責任会社の財産の完全合併によって行われる。新設合併の結果，新しい会社が設立される。新会社に入る各社は，その活動を停止する。この場合，新設合併に参加する各社のすべての権利及び義務は，譲渡証書に従い，新たに設立される会社に移行する。
- 2 有限責任会社一社又は数社の他の有限責任会社への吸収合併は，吸収合併される会社の財産を吸収合併する会社の財産に追加することにより行われる。
この場合，吸収合併される会社は廃止され，そのすべての権利及び義務は，譲渡証書に従い，吸収合併する会社に移行し，その定款には，組織変更に伴う変更が加えられる。
- 3 新設合併・吸収合併に参加する有限責任会社の執行機関は，新設合併・吸収合併の契約案を準備し，新設合併・吸収合併及び新設合併・吸収合併契約の承認に関する議題を，各社の社員総会にかける。
調整済みの新設合併・吸収合併契約案は，権限を与えられた各社の執行機関によって署名される。
新設合併・吸収合併契約は，新設合併・吸収合併に参加する各社の社名，所在地，住所²及び各社の貸借対照表の主要データに関する情報を含んでいなければならない。また，新設合併・吸収合併の手續及び条件を定めていなければならない。
- 4 新設合併・吸収合併に参加する各有限責任会社は，社員総会が新設合併・吸収合併の決定を行った日から 2 か月以内に，新設合併・吸収合併に関する書面の通知を全債権者に送付し，公式出版物に然るべき公告を掲載する義務を負う。通知（公告）には，本条第 3 項が規定する，新設合併・吸収合併に参加する他社に関する情報が添付される。

² 連絡用の住所（郵便の宛先）のことをいうと思われる。

会社の債権者は、通知を受けた日又は公告の掲載された日から2か月以内に、追加保証又は当該債務の期限前の消滅・履行及び損害賠償を会社に請求する権利を有する。請求は、書面で会社に送付され、その写しは、会社の国家登記を行った機関に提出することができる。

- 5 新設合併・吸収合併に参加する各有限責任会社は、社員総会が新設合併・吸収合併の決定を行った時から、このことについて、決定後に発生する債務の債権者に通知する義務を負う。

新設合併・吸収合併契約に基づき、新設合併・吸収合併する会社の社員は、設立会議において設立契約の作成・署名を行い、また、新設合併の際は新たに作成される会社の定款を承認し、執行機関及びその他の機関を選任する。

第63条 有限責任会社の分割・分離

- 1 有限責任会社の分割は、会社の財産を二社又は数社の新たに設立する有限責任会社の間で分割することによって行われる。この場合、分割される会社の権利及び義務は、分割貸借対照表に応じて、新たに設立する会社に譲渡される。
- 2 有限責任会社からの一社又は数社の有限責任会社の分離は、会社の財産の一部を分割し、新たに設立する一社又は数社に譲渡することにより行われる。この場合、組織変更される会社の権利及び義務の一部は、分割貸借対照表に応じて、新たに発生する会社に譲渡される。
- 3 組織変更される有限責任会社の執行機関は、分割・分離計画及び新たに設立する会社の定款案を準備し、会社の分割・分離の旨、分割・分離計画の承認、新たに設立する会社の定款及び分割貸借対照表の承認、並びに新たに設立する会社の執行機関その他の機関の選任に関する議題を、社員総会にかける。
- 4 有限責任会社の定款に別段の定めがある場合を除き、各社員は、会社の分割・分離の際に、組織変更される会社の定款資本における持分と等しい持分を、新たに設立する各社の定款資本において受け取る権利を有する。
- 5 有限責任会社は、社員総会が分割・分離の決定を行った時から、このことについて、決定後に発生する債務の債権者に通知する義務を負う。
- 6 有限責任会社は、社員総会が分割・分離の決定を行った日から2か月以内に、分割・分離に関する書面の通知を全債権者に送付し、公式出版物に然るべき公告を掲載する義務を負う。通知（公告）には、分割貸借対照表、及び新たに発生する各社の社名、所在地及び住所³に関する情報が添付される。
- 7 組織変更される有限責任会社の債権者は、通知を受けた日（公告の掲載された日）から2か月以内に、当該債務の期限前の消滅又は履行及び損害賠償を会社に請求する権利を有する。請求は、書面で会社に送付され、その写しは、会社の国家登記を行った機関に提出することができる。

³ 連絡用の住所（郵便の宛先）のことをいうと思われる。

8 分割・分離の結果設立された有限責任会社は、元の会社の債務について、新会社の登記の時から1年間、連帯責任を負う。

第64条 有限責任会社の強制的分割・分離を実施する権限を与えられた国家機関の決定又は裁判所判決の不履行の効果

- 1 裁判所の判決に基づく強制的組織変更において分割・分離を実施する権限を与えられた有限責任会社の執行機関が、裁判所の判決で定められた期限内に会社の分割・分離を行わない場合、裁判所は、会社財産の委任管理人を任命し、当該委任管理人に対し、組織変更される会社の財産についての分割・分離の実施を委任する。
- 2 委任管理人の任命の時から、有限責任会社の管理権限は委任管理人に移行する。
- 3 委任管理人は、裁判において有限責任会社を代表し、分割貸借対照表を作成し、分割・分離の結果設立する会社の設立文書とともに、それを裁判所の承認を受けるために提出する。上記文書の裁判所による承認は、新たに設立する会社の国家登記の根拠となる。

第65条 有限責任会社の形態変更

- 1 有限責任会社は、別の会社、株式会社又は生産協同組合への形態変更を行う権利を有する。形態変更される会社のすべての権利及び義務は、譲渡証書に従い、新会社に移行する。
- 2 形態変更される有限責任会社の執行機関は、形態変更の手續及び条件を定めた形態変更計画並びに新たに設立する法人の定款案を準備し、会社の形態変更、形態変更計画及び定款の承認、並びに新たに設立する会社・株式会社・生産協同組合の執行機関その他の機関の選任に関する議題を、社員総会にかける。
- 3 有限責任会社の形態変更の結果設立された株式会社は、有限責任会社の社員の間でのみ、その会社の株式を配分する。形態変更された有限責任会社の社員に譲渡される株式の数は、組織変更される有限責任会社の自己資本総額に対する各社員の持分の帳簿価格の比率に基づいて定められる。
- 4 設立される株式会社の定款資本は、譲渡証書に従って譲渡される財産と債務の差に等しく、カザフスタン共和国株式会社法第10条の規定に合致していなければならない。

第66条 有限責任会社の組織変更賛成しなかった社員の持分の買取り

- 1 会社の組織変更に関する決定の際に社員総会に出席しておらず、又はこの決定に反対した有限責任会社の社員は、会社の組織変更賛成した社員に対し、自己持分の買取りを請求する権利を有する。
- 2 持分の買取りは、その請求が表明された日から1か月以内に行われなければならない。持分は、有限責任会社の組織変更賛成した社員によって、定款資本における当該社員の持分比率に応じて買い取られる。ただし、買取りを請求した社員の持分の完全な買取りを保証する合意

による別段の定めがある場合を除く。持分の買取り価格は、本法第 32 条の規定に従って定められる。

- 3 持分の買取りを請求する有限責任会社の社員は、本法第 67 条の規定に従い、この請求の写しを登記機関に送付することができる。持分買取請求の写しが当該機関に届いた場合、請求者が持分買取りの成立の証拠を提出し、又は請求を行った社員が登記について不服がないという条件でのみ、登記が行われる。

第 67 条 組織変更の結果設立する会社の国家登記

- 1 組織変更の結果設立する有限責任会社の国家登記は、法令の定める法人登記の規定に従って行われる。
- 2 削除
- 3 組織変更の結果設立する有限責任会社の国家登記は、法人の国家登記を行う機関によって、組織変更に参加する会社に対して請求を行うために債権者に与えられている期限の経過後に行われる（本法第 62 条第 4 項、第 63 条第 7 項）。組織変更に参加する会社の債権者の請求の写しが法人の国家登記を行う機関に届いた場合、新たに設立する会社は、これらの請求の実施の証拠が提出され、又は請求を行った債権者が組織変更について不服がないという条件でのみ、登記が行われる。
- 4 組織変更に参加する有限責任会社における最後の社員総会が組織変更決定を行った日から 1 年以内に、国家登記申請が提出されず、又は必要な証拠（本条第 3 項）が提出されない場合、組織変更は、不成立とみなされる。
- 5 削除
- 6 新設合併・吸収合併の結果新たに設立した有限責任会社の社員数が本法第 9 条に定めた制限を上回る場合、第 69 条第 2 項の定める事項は、会社の国家登記の時から 1 年経過後にのみ、このような会社に対して適用される。

第 68 条 有限責任会社の清算

- 1 有限責任会社は、社員総会の決定に基づいて清算することができる。
- 2 有限責任会社は、以下の場合に、裁判所の判決に基づいて清算することができる。
 - (1) 倒産
 - (2) 会社設立時に犯された排除不能な法令違反により、会社の登記が無効と認められた場合
 - (3) 然るべき許可（免許）のない活動、法令によって禁じられている活動、又は度重なる若しくは悪質な法令違反を伴う活動の実施
 - (4) 法令の定めるその他の場合
- 3 有限責任会社の唯一の社員である法人が清算される場合、当該有限責任会社も清算されなければならない。この場合、当該有限責任会社の清算を担当する清算委員会（清算人）は、当該

有限責任会社の発起人⁴の清算を行っている清算委員会（清算人）からの申立てに基づき、裁判所によって任命される。

- 4 本条第2項に示した根拠に基づく有限責任会社の清算の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、利害関係人によって裁判所に提出することができる。
- 5 清算実施の義務は、有限責任会社の清算に関する裁判所の判決により、会社自体、会社によって権限を与えられた機関、会社の設立文書によって会社の清算の権限を与えられている機関、又は裁判所の任命するその他の機関（者）に負わせることができる。

第69条 有限責任会社の活動停止

- 1 有限責任会社の活動停止の根拠となるのは、本法第61条及び第68条に示した根拠以外では、以下の場合である。
 - (1) 削除
 - (2) 定款資本の減額の結果その額が本法第23条第2項の定める最低限度額を下回る場合
 - (3) 社員が本法第24条第2項の定める期限内に定款資本を形成しない場合
- 2 削除
- 3 定款資本の減額の結果その額が本法第23条第2項の定める最低限度額を下回る場合、及び、社員が本法第24条第2項の定める期限内に定款資本を形成しない場合、社員は1年以内に定款資本への然るべき追加出資を行わなければならない。さもなければ、利害関係人の申立てに基づく裁判所の判決により、会社は清算されなければならない。

カザフスタン共和国大統領 N.ナザルバエフ

⁴ 本法第68条第3項冒頭の「有限責任会社の唯一の社員である法人」のことを指すと思われる。